

ロシア連邦政府決定  
2022年3月9日付第311号  
モスクワ

2022年3月8日付ロシア連邦大統領令第100号実施のための諸措置について

2022年3月8日付ロシア連邦大統領令第100号「ロシア連邦の安全保障のための、対外経済活動分野における特別経済措置適用について」第1項「a」履行のため、ロシア連邦政府は以下を決定する：

1. 2022年12月31日まで（同日を含む）、附属書のリストによる商品のロシア連邦領外への搬出を禁止する。
2. 本決定第1項記載の措置は、以下には適用されない；  
ロシア連邦領内で産出され、CT-1書式による産地証明書が添付されている商品；  
ユーラシア経済連合加盟国、アブハジア共和国、南オセチア共和国向けに搬出される商品；  
ロシア連邦領外で始まり、終わる国際トランジット輸送の枠内でロシア連邦領内から搬出される商品；  
ロシア連邦領内の複数の部分の間を外国国家領土を經由して移動する商品；  
外国国家領内に所在するロシア連邦軍隊の活動を保障するためにロシア連邦領内から搬出される商品；  
連邦技術・輸出監督庁のライセンス、連邦軍事技術協力庁のライセンスとリスト、ロシア連邦国防省によって承認されたリストにより搬出される商品；  
ドネツク人民共和国およびルガンスク人民共和国向けに搬出される商品（産地を問わず）；  
ロシア連邦から、関税徴収地区における加工に関わる通関手続き完了のために搬出される商品、ただしそうした商品が関税徴収地区における加工に関わる通関手続きに付される前に、それ以外の通関手続き（保税運送に関わる通関手続きおよび保税倉庫に関わる通関手続きをのぞく）に付されていない場合；  
ユーラシア経済連合加盟国で産出され、ユーラシア経済連合加盟国での、ユーラシア経済連合関税徴収地区からの搬出を想定した通関手続きに付された商品；  
スピッツベルゲン群島所在のロシア連邦機関の活動を保障するためにロシア連邦領内から搬出される商品；  
国際運送の輸送手段；  
自然人により個人的使用のために持ち出される商品。
3. 連邦税関庁は本決定第1項の規定の履行が監督されるよう保障する。
4. ロシア連邦内務省、ロシア連邦保安庁国境警備局、ロシア連邦国家親衛隊は、その権限の範囲において、しかるべき監督措置の実施に当たり、ロシア連邦税関庁に協力する。
5. 連邦行政機関は、生産者諸団体の参加を得て、価格上昇防止のために製品の供給を増大させることを目指す一連の施策を策定し、実行する。
6. 本決定はそれが公式に発表された日に発効する。

2022年3月9日付  
ロシア連邦政府決定  
第311号  
附属書

暫定搬出禁止措置の対象となる特定の種類の商品一覧

ユーラシア 経済連合 対外経済活動商 品分類コード	商品名*
3006 10	医薬品；外科用滅菌カットガット
3006 40 000 0	
3006 70 000 0	
3815 19 900 0	反応開始剤、反応促進剤および触媒であって、他の項に記載または包含されていないもの
4416 00 000 0	木製のたる、おけその他これらに類する容器、およびこれらのものの木製の部分品。たる材およびおけ材を含む。
6804 22	ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールおよびこれらに類する商品であって、フレーム構造を持たず、研削用、研磨用、整形用または切断用のもの、手研ぎ用砥石、ならびにこれらの部分品であって天然石製、凝結させた天然もしくは人造の研磨材料製または陶磁製のもの。他の材料の部分品を有するか有さないかを問わない。
7017	理化学用、衛生用または製薬用のガラス製品。目盛りを付してあるかないか、較正済みであるかないかを問わない。
7309 00	あらゆる物質（ただし圧縮ガスまたは液化ガスをのぞく）用の鉄鋼製の貯蔵タンクおよびこれに類する容器。ただし、内容積が300リットルを超えるものにかぎり、内張りしてあるかないかまたは断熱してあるかないかを問わず、また、機械装置または加熱用もしくは冷却用の装置を有していないもの
7304 23 000	その他の通常のドリルパイプ
7310 10 000 0	あらゆる物質（ただし圧縮ガスまたは液化ガスをのぞく）用の鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱およびこれらに類する容器。ただし、内容積が300リットル以下のものにかぎり、内張りしてあるかないかまたは断熱してあるかないかを問わず、機械装置または加熱用もしくは冷却用の装置を有していないものであって、さらに内容積が50リットル以上のものにかぎる。
7311 00	圧縮ガス用または液化ガス用の鉄鋼製の容器
8205	手工具（ダイヤモンドガラス切りを含む）であって、他の項に記載または包含されていないもの；トーチランプ；万力、クランプおよびこれらに類する商品。ただし、工作機械またはウォータージェット切断機械の附属品および部分品をのぞく；金敷き；可搬式鍛冶炉；手回し式または足踏み式のフレーム付きグラインディングホイール
8207	動力駆動式であるかないかを問わない手工具用または加工機械用の互換性

工具（たとえば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削またはねじの締付けに使用するもの）。金属の引抜き用または押出し用のダイスおよび削岩用または土壌せん孔用の工具を含む。

- 8208 機械用または器具用のナイフおよび刃
- 8209 00 工具用の板、棒、チップおよびこれらに類する商品であって、工具に取り付けられておらず、サーメット製であるもの
- 8401 原子炉；原子炉用の未使用の核燃料要素；放射性同位体分離用機器
- 8402 蒸気ボイラーまたはその他の蒸気発生ボイラー（低圧蒸気をも発生させることができるセントラルヒーティング用温水ボイラーをのぞく）；過熱水ボイラー
- 8403 セントラルヒーティング用ボイラーであって、第 8402 項のものをのぞくもの
- 8404 第 8402 項または第 8403 項のボイラーとともに使用する補助機器（たとえば、エコマイザー、過熱器、すす除去器およびガス回収器）；蒸気水原動機またはその他の蒸気原動機用の復水器
- 8405 ガス発生機または水性ガス発生機であって、清浄機を有するか有さないかを問わないもの；アセチレンガス発生機およびこれに類するガス発生機であって、清浄機を有するか有しないかを問わないもの
- 8406 水蒸気タービンおよびその他の蒸気タービン
- 8407 回転運動または往復運動を行うピストン付きの火花点火内燃機関
- 8408 ピストン式の圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジンおよびセミディーゼルエンジン）
- 8409 第 8407 項または第 8408 項のエンジンにもつばら、または主として使用する部分品
- 8410 液体タービンおよび水車、ならびにこれらの調速機
- 8411 ターボジェットエンジン、ターボプロペラエンジン、その他のガスタービン
- 8412 その他のエンジンおよび原動機
- 8413 流量計付きであるかないかを問わない液体ポンプ；液体エレベーター
- 8414 空気ポンプまたは真空ポンプ、空気圧縮機またはガス圧縮機およびファン；換気用または循環用のフードまたはキャビネットであって、ファンを自蔵するものにかぎり、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない；密閉形の生物学的安全キャビネットであって、フィルターを取り付けてあるかないかを問わないもの
- 8415 エアコンディショナーであって、動力駆動式ファンならびに温度および湿度を変化させる機構を有するものにかぎり、さらに湿度のみを単独で調節する

ことができないコンディショナーを含む。

- 8416 液体燃料用、粉碎した固体燃料用またはガス用の炉バーナー；メカニカルストーカーであって、機械式火格子、機械式灰排出機およびこれらに類する機械を含む。
- 8417 工業用または理化学用の炉。焼却炉を含み、電気炉をのぞく。
- 8418 冷蔵庫、冷凍庫およびその他の冷蔵用または冷凍用の機器であって、電気式であるかないかを問わないもの；ヒートポンプ。ただし、第 8415 項のエアコンディショナーをのぞく。
- 8419 加熱、煮沸、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮または冷却およびその他の温度変化による方法で材料を処理する機器であって、工業用のものおよび理化学用のものにかぎり、電気加熱式であるかないかを問わず（ただし、第 8514 項の炉、チャンバーおよびその他の機器はのぞく）、さらに家庭用機器ではないもの；瞬間湯沸器および貯蔵式湯沸器であって、電気式でないもの
- 8420 カレンダーまたはその他のロール機であって、金属もしくはガラスの加工用の機械をのぞくもの、ならびにそれらのもののシリンダー
- 8421 遠心式脱水機を含む遠心分離機；液体用または気体用のろ過機または清浄機
- 8422 食器洗浄機；びんまたはその他の容器の清浄用または乾燥用の機械；びん、缶の充てん用および封口用、箱、袋またはその他の容器の封止用、印刷用またはラベル張付け用の機械；びん、缶、チューブおよびこれらに類する容器の口金の気密式取付け用の機械；その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む）；飲料用の炭酸ガス注入機
- 8423 重量測定機器（感度 0.05 グラム以上のはかりをのぞく）。重量測定式の計数機および検査機を含む；あらゆるタイプのはかり用の分銅
- 8424 液体または粉の噴射用、散布用または噴霧用の機器（手動式であるかないかを問わない）；消火器であって、消火剤を充填してあるかないかを問わないもの；スプレーガンおよびこれに類する機器；蒸気または砂の吹付け機およびこれに類する噴射用機器
- 8425 プーリータックルおよびスキップホイスト以外のホイスト；キャプスタン；ジャッキ
- 8426 船舶用デリック；ケーブルクレーンを含むクレーン；移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリアー、クレーンを装備した作業トラック
- 8427 フォークリフトトラック；持上げ用または荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック
- 8428 その他の持上げ用、移動用、積込み用または荷卸し用の機械（たとえば、昇降機、エスカレーター、コンベヤー、ロープウェー）
- 8429 旋回式または非旋回式のブレードを有するブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械およびロードローラー。ただし、自走式の

ものにかぎる。

- 8430 土壌、鉱物または鉱石の移動、地ならし、削り、掘削、突固め、掘り抜きまたはせん孔のためのその他の機械；くい打ちおよびくい抜き用の機械；プラウ式およびロータリー式の除雪機
- 8431 第 8425 項から第 8430 項までの機械にもつばら、または主として使用する部分品
- 8432 農業用、園芸用または林業用の機械であって、整地および工作を行うためのもの；芝生用または運動場用のローラー
- 8433 農作物の収穫および脱穀を行う機械。わらまたは牧草用ベレーを含む；牧草用または芝生用の草刈機；卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用または格付け用の機械であって、第 8437 項の機械以外のもの
- 8434 搾乳機、乳の処理および加工のための機械
- 8435 ぶどう酒、りんご酒、果汁またはこれらに類する飲料の製造用のプレス、破碎機およびこれらに類する機械
- 8436 その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用または養蜂用の機械。機械装置または加熱装置を有する発芽用機器を含む；家きん用のふ卵器および育すう器
- 8437 種、穀物または乾燥した豆の清浄用、分類用または格付け用の機械；製粉業用または穀物もしくは乾燥した豆の加工用の機械であって、農場で用いるものをのぞくもの
- 8438 飲食料品の調製業用または製造業用の機械であって、この類の他の項に記載または包含されていないもの。ただし、動物性油脂または非揮発性油脂または植物性油脂または微生物性油脂の抽出用または調製用の機械をのぞく。
- 8439 繊維素繊維を原料とするパルプの製造用または紙もしくは板紙の製造用もしくは仕上げ用の機械
- 8440 製本ミシンを含む製本用機械
- 8441 その他の製紙用パルプ、紙または板紙の加工機械。あらゆるタイプの切断機を含む。
- 8442 プレート、シリンダーまたはその他の印刷用コンポーネントの調製用または製造用の機械、装置、設備（第 8456 項から第 8465 項までの機械をのぞく）；プレート、シリンダーまたはその他の印刷用コンポーネント；印刷用に調製した（たとえば、平削りにし、砂目にし、または研磨した）プレート、シリンダーおよびリソグラフィックストーン
- 8443 第 8442 項のプレート、シリンダーおよびその他の印刷用コンポーネントによる印刷に使用する印刷機；その他のプリンター、複写機およびファクシミリであって、結合してあるかないかを問わないもの；これらのものの部分品および附属品
- 8444 00 人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機および切断機

- 8445 紡績準備機械；精紡機、合糸機またはねん糸機およびその他の紡織用繊維の糸の製造機械；かせ機または糸巻機（よこ糸巻機を含む）および第 8446 項または第 8447 項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械
- 8446 織機
- 8447 編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械、およびジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひもまたは網の製造機械
- 8448 第 8444、8445、8446 または 8447 項の機械の補助機械（たとえば、ドビー、ジャカード、自動停止装置およびシャトル交換機）；この項または第 8444、8445、8446 もしくは 8447 項の機械にもつぱら、または主として使用する部分品および附属品（たとえば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャトル、ヘルド、ヘルドフレーム、メリヤス針）
- 8449 00 000 0 塊状または型紙状のフェルトまたは不織布の製造用または仕上げ用の機械。フェルト帽子の製造機械を含む；帽子製造用の型
- 8450 家庭用または営業用の洗濯機。脱水機兼用のものを含む。
- 8451 紡織用繊維の糸、織物類または繊維製品の洗浄用、清浄用、脱水用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フェージングプレスを含む）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用または染み込ませ用の機械（第 8450 項の機械をのぞく）、ならびにリノリウムその他の床用敷物製造用の織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械；織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用またはピンキング用の機械
- 8452 第 8440 項の製本マシンをのぞくマシン；マシン用に特に設計した家具、台およびカバー；マシン針
- 8453 原皮または革の前処理用、なめし用または加工用の機械、ならびに原皮または革製の履物その他の製品の製造用または修理用の機械であって、マシン以外のもの
- 8454 転炉、取鍋、インゴット用鋳型および鋳造機であって、冶金または金属鋳造に使用するもの
- 8455 金属圧延機およびそのロール
- 8456 レーザービームまたはその他の光ビームまたは光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビームまたはプラズマアークを使用して材料を取り除くことによって任意の材料を加工する機械；ウォータージェット切断機械
- 8457 マシニングセンター、シングルステーションユニットコンストラクションマシン、マルチステーショントランスファーマシンであって、金属の加工を行うもの
- 8458 金属切削用旋盤（多目的ターニングセンターを含む）
- 8459 ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤およびねじ立て盤（ウェイタ

イプユニットヘッド機を含む) であって、金属を取り除くことによって加工を行うものにかぎり、さらに第 8458 項の旋盤 (多目的ターニングセンターを含む) 以外のもの

- 8460 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械であって、研削砥石その他の研磨材料を使用して金属またはサーメットの加工を行うものにかぎり、さらに第 8461 項の歯切り盤、歯車研削盤または歯車仕上げ盤以外のもの
- 8461 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械であって、金属またはサーメットを取り除くことによって加工を行うものにかぎり、さらに他の項に記載または包含されていないもの
- 8462 ボリューム形鍛造機、鍛造機または通常形鍛造機 (圧延機をのぞく) であって、金属の加工 (プレスを含む) を行うもの ; ベンディングマシン、フォルディングマシン、ストレートニングマシン、カッティングマシン、剪断機、パンチングマシン、ノッチングマシンおよびニブリングマシン (引抜き機をのぞく) であって、金属の加工 (プレス、スリッター工程および切断工程を含む) を行うもの ; 上に記載されていないプレスであって、金属または金属炭化物の加工を行うもの
- 8463 その他の機械であって、金属またはサーメットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工を行うもの
- 8464 石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントまたはこれらに類する鉱物性材料の加工機械、ならびにガラスの冷間加工機械
- 8465 木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックまたはこれらに類する硬質物の加工機械 (くぎ、かすがい、接着剤またはその他の方法による組立て用のものを含む)
- 8466 第 8456 項から第 8465 項までの機械にもつばら、または主として使用する部品および附属品。工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台およびその他の機械用の特殊な附属装置を含む ; あらゆるタイプの手持工具用ツールを固定する附属品
- 8467 手持工具であって、ニューマチックツール、液圧式ツールであるか、または電気式もしくは非電気式の原動機を自蔵するもの
- 8468 はんだ付け用、ろう付け用または溶接用の機器であって、切断に使用することができるかできないかを問わず、さらに第 8515 項のものをのぞく ; ガス式の表面熱処理用機器
- 8470 計算機、ならびにデータを記録し、再生し、および表示するポケットサイズの機械であって、計算機能を有するもの ; 会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械 ; 金銭登録機
- 8471 計算機およびそのユニット ; 磁石式もしくは光学式読取装置、記録媒体にコード化された形式でデータを転写する機械およびその情報を処理する機械であって、他の項に記載または包含されていないもの

- 8472 その他の事務用機器（例えば、ゼラチン版もしくはステンシル式複写機、宛名印刷機、自動紙幣払出機、自動式貨幣選別、計算もしくは梱包機、鉛筆削り器、穿孔機もしくは綴じ機）
- 8473 第 8470 項から第 8472 項の機械にもつばらまたは主として使用する部品および附属品（搬送用のケース、カバー、同様の製品をのぞく）
- 8474 土壌、石、鉱石もしくはその他の固体状態（粉末状もしくはペースト状の）の鉱物の選別、篩分け、分離、洗浄、破碎、粉砕、混合または攪拌用装置；固形鉱物燃料、セラミック成分、未硬化セメント、石膏材料またはその他の粉末状もしくはペースト状の鉱物製品の焼結、成型または鑄造用装置；砂型鑄造用造型機
- 8475 電球もしくは真空管球、電子管もしくは電子線管もしくはガス放電灯をガラス球内で組み立てるための機械；ガラスもしくはガラス製品の製造あるいは熱処理用機械
- 8476 紙幣および貨幣の自動両替機を含む、自動販売機（例えば、郵便切手、タバコ、食品もしくは飲料品の販売用）
- 8477 ゴムもしくはプラスチックの加工またはこれらの材料による製品の製造用設備であって、この類の他の項に記載または包含されていないもの
- 8478 たばこの準備もしくは調製用設備であって、この類の他の項に記載または包含されていないもの
- 8479 個別の機能を有する機械および機構であって、この類の他の項に記載または包含されていないもの
- 8480 金属鑄造用型枠；鑄造用定盤；鑄型；金属、金属炭化物、ガラス、鉱物材料、ゴムもしくはプラスチックの鑄造用型（鑄型をのぞく）
- 8481 配管、ボイラー、タンク、または類似の容器のための栓、弁、絞り弁および類似の継手。減圧弁および調温式弁を含む
- 8482 玉軸受もしくはころ軸受
- 8483 伝動軸（カム軸およびクランク軸を含む）およびクランク；軸用軸受箱および滑り軸受；ピニオンおよび歯車駆動装置；球体駆動装置もしくはローラースクリュウ駆動装置；ギアボックスおよびその他の、トルクコンバータを含む変速装置；フライホイールおよび綱車を含む滑車；クラッチおよび軸接続装置（自在継手を含む）
- 8484 ガasket、およびその他の材料または二つもしくはそれ以上の金属層から成る類似の金属板製接続部材；構成の異なるガasketおよび類似の接続部材のキットもしくはセットで、パッケージ、封筒もしくは類似の梱包材に包装されたもの
- 8485 積層造形機
- 8486 半導体ブールもしくはウエハー、半導体機器、電子集積回路もしくはフラットディスプレイパネルの製造にもつばら、または主として使用する機械および装置；註 11 (B) でこの類に記載された機械および装置；部



## 品および附属品

- 8487 電気接続部、絶縁体、接点、コイルもしくはその他の電気部品がない機器の部品であって、この類の他の項に記載または包含されていないもの
- 8501 電気モータおよび発電機（発電設備はのぞく）
- 8502 発電設備および回転式電気変換器
- 8503 00 第 8501 項または第 8502 項の機械にもつばら、または主として使用する部品
- 8504 変圧器、静電変換機（例えば、整流器）、インピーダンスコイルおよびインダクタンスチョーク
- 8505 電磁石；永久磁石、および磁化の後に永久磁石に変化させる製品；電磁式または永久磁石式のチャック、グリッパーおよび類似のロック装置；電磁式クラッチロックおよびブレーキ；電磁式昇降ヘッド
- 8506 一次電池および一次バッテリー
- 8507 セパレータを含む、長方形（正方形を含む）もしくはその他の形の蓄電池
- 8508 掃除機
- 8509 第 8508 項の掃除機以外の、電気モータを自蔵した家庭用電気機械装置
- 8510 電気カミソリ、電気モータを自蔵したバリカンおよび除毛器
- 8511 内燃機関を火花点火式もしくは圧縮点火式で点火または始動させるための電気装置（例えば、マグネト発電機、点火コイル、点火プラグ、グロープラグ、スタータ）；発電機（例えば、直流式または交流式）およびこのような内燃機関と併用されるタイプの遮断機
- 8512 自転車または自動車で使用される電気照明装置または信号装置（第 8539 項の製品をのぞく）、ワイパー、霜取り装置、デミスター
- 8513 自前の電源（例えば、乾電池、蓄電池、マグネト発電機）で作動する懐中電灯。ただし、第 8512 項の照明装置はのぞく
- 8514 工業用または実験用電気炉およびチャンバー（誘導現象もしくは誘電損現象に基づいて作動するものを含む）；誘導現象もしくは誘電損現象を利用して、材料の熱処理を行う工業用または実験用装置
- 8515 電気式（ガスの電気加熱式を含む）、レーザー式もしくはその他の光照射式もしくは光子式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式もしくはプラズマアーク式ろう付け、はんだ付けまたは溶接のための機械および装置。それらが切断作業をできるか否かを問わない；金属もしくはサーメットの溶射用機械および装置
- 8516 瞬間湯沸器および貯蔵式電気湯沸器および電気加熱器および液浸電気ヒータ；スペースヒータおよび土壌ヒータ用電気設備、髪の手入れ用電熱機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘラカーラー、ホットカール用こて）およびハンド

ドライヤー；電気アイロン；その他の家庭用電気ヒータ；第 8545 項に記載したものをのぞく電気加熱抵抗

- 8517 スマートフォンおよびその他の移動体通信ネットワークもしくはその他の無線ネットワーク用電話機を含む電話機；音声、画像もしくはその他のデータの送信または受信のための機器であって、有線もしくは無線通信ネットワーク（例えば、ローカルもしくはグローバル通信ネットワーク）での通信のための機器を含む。ただし第 8443、8525、8527 または 8528 項の送信または受信機器をのぞく
- 8518 マイクおよびその専用台；スピーカー（ケースに収納されているか否かは問わない）；イヤホンおよびヘッドホン（マイクとセットになっているか否かは問わない）、およびマイクと一つもしくはそれ以上のスピーカーから成るセット；音声周波数の電気増幅器（アンプ）；電気音声増幅（アンプ）セット
- 8519 音声録音もしくは音声再生機器
- 8521 映像録画用もしくは映像再生用機器。ビデオチューナーと兼用するか否かは問わない
- 8522 第 8519 項および第 8521 項の機器にもつばら、または主として使用する部品および附属品
- 8523 ディスク、テープ、データ保存用不揮発性固体素子、「スマートカード」およびその他の音声もしくはその他の現象の記録媒体。記録済みであるか否かは問わない。ただし、ディスク製作用のマトリックスおよびマスターテープを含む。ただし 37 類の製品をのぞく
- 8524 タッチパネル式を含む、フラットディスプレイパネル付きモジュール
- 8525 ラジオ放送またはテレビ放送用送信機器。受信機器、録音機器もしくは音声再生機器をセットに含むか否かは問わない；テレビカメラ、デジタルカメラおよび録画用ビデオカメラ
- 8526 レーダー装置、無線ナビゲーション装置および遠隔操作無線機
- 8527 ラジオ放送受信装置。一つのケース内に録音装置もしくは音声再生装置もしくは時計を収納しているか否かは問わない
- 8528 テレビ受像機を自蔵していないモニターおよびプロジェクター；テレビ通信用受信機。ラジオ放送受信機、または音声もしくは映像を録音・録画または再生する装置を自蔵しているか否かは問わない
- 8529 第 8524 項から第 8528 項の機器にもつばら、または主として使用する部品
- 8530 鉄道、路面電車、自動車道路、内陸水路、駐車施設、港もしくは空港のための信号用、安全保障用または交通制御用電気設備（第 8608 項の装置をのぞく）
- 8531 音声信号用または視覚警報用電気設備（例えば、ベル、サイレン、表示パネル、警報保護装置または火災警報装置）。ただし、第 8512 項または第 8530 項の設備をのぞく。

- 8532 直流、交流または同調電気コンデンサ
- 8533 発熱体をのぞく、電気抵抗器（加減抵抗器および電位差計を含む）
- 8534 00 プリント回路
- 8535 電気回路の開閉もしくは保護、または 1000V 以上の電気回路への、もしくは電気回路での接続のための電気装置（例えば、スイッチ、切替スイッチ、遮断器、ヒューズ、避雷針、電圧リミッタ、電圧サージ抑制器、集電体、集電装置およびその他のコネクタ、コネクタボックス）
- 8536 電気回路の開閉もしくは保護、または 1000V 以下の電気回路への、もしくは電気回路での接続のための電気装置（例えば、スイッチ、切替スイッチ、遮断器、リレー、ヒューズ、電圧サージ抑制器、プラグおよびソケット、電球用ソケットおよびその他のコネクタ、コネクタボックス）；光ファイバー、光ファイバー束またはケーブル用コネクタ
- 8537 電気機器用の卓、パネル、コンソール、テーブル、配電盤およびベース、その他であって、第 8535 項または第 8536 項の装置を 2 個またはそれ以上装置し、電流の制御または配分のために使用されるもの。90 類の機器または装置およびデジタル制御装置を組み込んだものを含む。ただし、第 8517 項の開閉装置をのぞく
- 8538 第 8535、8536 もしくは 8537 項の機器にもつばら、または主として使用する部品
- 8539 白熱電球またはガス放電灯、シールドビーム指向性電球を含む電球、および紫外線または赤外線電球；アーク電球；発光ダイオード（LED）光源
- 8540 熱陰極、冷陰極または光陰極管球および電子管（例えば、真空管球または水蒸気入りまたはガス入り管球および管、水銀アーク整流管球および管、および電子線管、撮像管）
- 8541 半導体機器（例えば、半導体をベースにしたダイオード、トランジスタ、変換機）；光化学電池を含む、感光半導体装置（モジュールに組み込まれているか否か、パネルに組み込まれているか否かは問わない）；発光ダイオード（LED）（ほかの発光ダイオード（LED）と組み立てられているか否かは問わない）；圧電性結晶一式
- 8542 電子集積回路
- 8543 個別の機能を有する電気機械および装置であって、この類の他の項に記載または包含されていないもの
- 8544 絶縁電線（エナメル線または陽極線を含む）、ケーブル（同軸ケーブルを含む）およびその他の絶縁導体。接続金具の有無は問わない；個別に被覆されたファイバーで構成された光ファイバーケーブル。それが電気導体または接続金具と一体になっているかどうかは問わない
- 8545 カーボン電極、カーボンブラシ、電球用または電池用カーボンおよび黒鉛製またはその他の種類のカーボン製製品、金属が付いているか否かは問わない、その他の電気製品に用いられているもの

- 8546 あらゆる材質の電気絶縁体
- 8547 電気機械、装置または設備のための絶縁取付具。全面的に絶縁材料で製造されたものであるが、組立のためのみに成型時に組み込まれたある種の金属構成部品（例えば、ねじ付きソケット）は考慮しない。ただし、第 8546 項の絶縁体はのぞく；絶縁材料で被覆された、廉価な金属製の配線用管およびそのための接続部品
- 8548 00 この類の他の項に記載または包含されていない設備または機器の電気部品
- 8549 電気製品および電子製品の廃棄物およびスクラップ
- 8601 外部電源から給電されるか、またはバッテリー式の鉄道機関車
- 8602 その他の鉄道機関車；機関車用炭水車
- 8603 旅客用、荷物用もしくは貨物用気動車または路面電車、開放プラットフォーム。第 8604 項に含まれるものはのぞく。
- 8604 00 000 0 鉄道線路または路面電車線路の修理または保守点検のための動力車または無動力車（例えば、作業用車両、クレーン、道床突き固め機、通り整正機、計測車および点検用車両）
- 8605 00 000 旅客用無動力鉄道車両または路面電車車両；貨物車、郵便車およびその他の特殊無動力鉄道車両または路面電車車両（ただし、第 8604 項に含まれるものはのぞく）
- 8606 貨物用無動力鉄道車両または路面電車車両
- 8607 鉄道機関車または路面電車動力車両または車両の部品
- 8608 00 000 鉄道または路面電車路の路線設備または装置；鉄道、路面電車、自動車道路、内陸水路、駐車施設、港もしくは空港のための機械式（電気機械式を含む）信号設備、安全保障用または交通制御用装置；上記装置および設備の部品
- 8609 00 一つまたは複数の交通機関での運搬を専門用途とし、そのために装備されたコンテナ（液体および気体運搬用容器を含む）
- 8701 牽引機関車（第 8709 項の牽引機関車をのぞく）
- 8702 運転手を含めて 10 名以上を運送するための自動車
- 8703 主として人間の運送に用いられる乗用車およびその他の自動車（第 8702 項の自動車をのぞく）。ただし、ステーションワゴンおよびレーシングカーを含む。
- 8704 貨物運搬用自動車
- 8705 人間および貨物の運送に用いられる以外の特殊用途の自動車（例えば、レッカー車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、修理作業車、レントゲン車）

8706 00	第 8701 項から第 8705 項の自動車用の、エンジンを搭載したシャーシ
8707	第 8701 項から第 8705 項の自動車用車体（運転室を含む）
8708	第 8701 項から第 8705 項の自動車用部品および附属品
8709	起重装置または積込装置を搭載していない自走式産業用車両で、工場、倉庫、港または空港で短距離での荷物の搬送に用いられる；鉄道駅のプラットフォームで用いられるトラクタ；上記の車両の部品
8711	オートバイ（モータバイクを含む）および補助エンジンを搭載した自転車、サイドカーを取り付けているか否かは問わない；サイドカー
8712 00	エンジンを搭載していない二輪自転車およびその他の自転車（貨物運搬用三輪自転車を含む）
8713	歩行困難者用車椅子。モータまたはその他の機械的移動装置を取り付けているか否かは問わない。
8714	第 8711 項から第 8713 項の自動車用部品および附属品
8715 00	乳母車およびその部品
8716	トレーラおよびセミトレーラ；その他の非自走式車両；その部品
8801 00	気球および飛行船；グライダー、ハンググライダーおよびその他のモータを使用しない航空機
8802	その他の航空機（例えば、ヘリコプター、飛行機）。ただし、第 8806 項の無人航空機をのぞく；宇宙船（人工衛星を含む）および準軌道および宇宙打上げ用ロケット
8804 00 000 0	パラシュート（誘導パラシュートおよびパラプレーンを含む）およびロートシュート（回転翼式パラシュート）；それらの部品および附属品
8805	航空機用発射設備；着艦制動装置および類似装置；航空要員用地上練習機；それらの部品
8806	無人航空機
8807	第 8801、8802 または 8806 項の航空機の部品
8901	旅客または貨物を運送するためのクルーズ船、遊覧船、フェリーボート、貨物船、舢艫および類似の船舶
8902 00	漁船；魚類製品の加工およびかん・びん詰め用の母船およびその他の船舶
8903	レジャーまたはスポーツのためのヨットおよびその他の船舶；漕艇およびカヌー
8904 00	曳船および押船

- 8905 浮き灯台、消防船、浚渫船、クレーン船およびその他の船舶で、その航行能力は主機能に比較して二義的なものとなるもの；浮きドック；浮体式または水中稼働式の掘削または採油プラットフォーム
- 8906 軍艦および救助船を含む、その他の船舶。手漕ぎボートをのぞく。
- 8907 その他の浮体構造物（例えば、筏、浮遊タンク、ケーソン、栈橋、ブイ、ビーコン）
- 8908 00 000 0 スクラップ用の船舶およびその他の浮体構造物
- 9001 光ファイバーおよび光ファイバー束；第 8544 項に記載された以外の光ファイバーケーブル；偏光材料によるシートおよびプレート；任意の材料による、マウントされていないレンズ（コンタクトレンズを含む）、プリズム、ミラーおよびその他の光学素子。ただし、光学的に処理されていないガラスを材質とする素子はのぞく。
- 9002 任意の材料による、レンズ、プリズム、ミラーおよびその他の光学素子で、器具および機器の部品またはそのための装置として組付けられているもの。ただし、光学的に処理されていないガラスを材質とする素子はのぞく。
- 9003 眼鏡、ゴーグルまたは類似の光学機器のためのフレームおよび取付具、およびその部品
- 9004 矯正用、保護用またはその他の用途の眼鏡、ゴーグルおよび類似の光学機器
- 9005 双眼鏡、単眼鏡、その他の望遠鏡およびその取付具；その他の天文機器及びその取付具。電波天文機器をのぞく。
- 9006 写真用カメラ（映画用カメラをのぞく）；写真用フラッシュライトおよびフラッシュ管。第 8539 項のガス放電灯をのぞく。
- 9007 映画用カメラおよび映写機（録音または音声再生装置を自蔵しているか否かを問わない）
- 9008 画像プロジェクター。映画用をのぞく；画像拡大装置および縮小機能付き画像投影装置（映画用をのぞく）
- 9010 写真現像室（映画フィルム現像室を含む）用機器および装置であって、この類の他の項に記載または包含されていないもの；X線フィルムビューアー；映写スクリーン
- 9011 顕微鏡写真撮影、顕微鏡映画撮影または顕微鏡投影用顕微鏡を含む複合光学顕微鏡
- 9012 光学顕微鏡以外の顕微鏡；回析装置
- 9013 レーザーダイオードをのぞくレーザー；その他の光学機器および器具であって、この類の他の項に記載または包含されていないもの

- 9014 方角測定用コンパス；航行支援装置およびその他の器具
- 9015 測地学または地形測量（写真測量を含む）、水路学、海洋学、水文、気象学または地球物理学用機器および器具。コンパスをのぞく；距離計
- 9016 00 重量計（感度 0.05 g またはそれ以上。小分銅の有無は問わない）
- 9017 製図用、墨出し用、数学計算用器具（例えば、製図機、パンタグラフ、分度器、製図セット、計算尺、円盤計算機）；線寸法測定用手動器具（例えば、定規、巻き尺、マイクロメーター、カリパ）であって、この類の他の項に記載または包含されていないもの
- 9018 医療、外科、口腔病学または獣医学で用いられる器具および装置。シンチグラフィ装置、その他の電気医療器具、視力検査器を含む。
- 9019 機械療法装置；マッサージ器；心理適性検査器；オゾン療法、酸素療法、エアロゾル療法、人工呼吸用装置、またはその他の治療用人工呼吸器
- 9020 00 000 0 その他の人工呼吸装置およびガスマスク。ただし、機械的な部品および交換用フィルターのない防護マスクをのぞく。
- 9021 松葉杖、外科用ベルトおよび包帯を含む整形外科器具；副木およびその他の骨折治療用器具；人工の身体部位；補聴器およびその他の器具で、器官の欠陥または障害を補うために着用または携帯するもの、または身体に埋め込むもの
- 9022 医療用、外科用、口腔病学用または獣医科用であるかを問わない、X 線またはアルファ線、ベータ線、ガンマ線またはその他の放射線の使用に基づく装置であり、X 線撮影装置または放射線治療装置、X 線管およびその他の X 線発生装置、高電圧発電装置、制御盤および制御卓、スクリーン、机、椅子および類似の検査用または治療用製品を含む。
- 9023 00 実演（例えば、講習または展示会で）を目的とした、他の用途に適さない機器、装置および模型
- 9024 材料（例えば、金属、木材、繊維、紙、プラスチック）の硬度、強度、圧縮性、弾性またはその他の機械的性状を試験する機械および装置
- 9025 比重計、および液体に浸漬した状態で作動する類似の機器、温度計、高温計、気圧計、湿度計および乾湿計。記録装置の有無を問わない。ならびにこれらの任意の組合せ
- 9026 液体または気体の流量、レベル、圧力またはその他の変動する特性を測定または検査するための機器および装置（例えば、流量計、液面計、圧力計、熱量計）。ただし、第 9014、9015、9028 または 9032 項の機器および装置をのぞく。
- 9027 物理的または化学的分析用機器および装置（例えば、偏光計、屈折計、分光計、ガスまたは煙分析装置）；粘度、気孔率、膨張率、表面張力を測定もしくは検査する機器および装置または類似の機器および装置；熱、音または光の量を測定または検査する機器および装置（露出計を含む）；マイクロトーム
- 9028 ガス、液体または電力の供給または生産用計数器。較正器を含む

- 9029 回転数カウンタ、製品数カウンタ、タクシメーター、マイル走行距離計、歩数計および類似の機器；速度計、タコメーター。第 9014 項または第 9015 項の機器および装置をのぞく；ストロボスコープ
- 9030 オシロスコープ、スペクトル分析器、その他の電気量の測定または検査用機器および装置。第 9028 項の測定機器をのぞく；アルファ線、ベータ線、ガンマ線、X 線、宇宙線またはその他の放射線の検出または測定用機器および装置
- 9031 この類の他の項に記載または含まれていない測定または検査機器、装置および機械；プロファイルプロジェクター
- 9032 自動調節または制御用機器および装置
- 9033 00 000 0 90 類の機械、機器、器具または装置用の部品および附属品（この類の他の項に記載または含まれていないもの）

---

\*本リストを適用する際には、ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コードのみに依拠すべきであり、商品名は使用上の便宜を図るために記載されているものである。



